

令和3年5月28日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルスに関する感染警戒期（特別警戒期間）への 切り替えについて

県民・事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県では、3月下旬に発生した巨大な松山市繁華街クラスターに端を発し、イギリス型変異株による県下全域での感染拡大（第4波）への対処を、2か月余りの長きにわたり続けてきました。

この間、初めて、本県独自の警戒レベルを、感染対策を最優先とする「感染対策期」に引き上げるとともに、国の「まん延防止等重点措置」の適用を受け、感染を抑え込むための強い対策を講じてまいりました。

県民・事業者の皆さんに最大限の警戒と協力を呼び掛け、多くの方々が応じていただいたことにより、県内の感染は落ち着いた状態を維持していると評価できる状況となりました。皆様の御努力と御協力に改めて感謝申し上げます。

また、第4波における急激な陽性者の増加に伴う入院患者の急増により、一時は医療崩壊も現実味を帯びる深刻な状況となっていた医療負荷も、ようやく国が示すステージⅢの指標を下回る水準にまで低下しました。

こうした足下の感染状況や医療負荷の状況を踏まえ、6月1日以降、「感染対策期」から「感染警戒期」に移行することとします。ただし、

○全国的には変異株の感染拡大は収まっておらず、感染の持ち込み・持ち帰りリスクは高い状況が続いていること。

○イギリス株よりも感染力が強いとされるインド株への強い警戒が必要であること。

から、当面の間、「特別警戒期間」として、強い警戒をお願いします。

これにより、

○「外出を少なくとも5割以上削減」の目標

○飲食店への営業時間の短縮要請

など、社会経済活動の強い制約につながる対策は終了するなど、対策内容を一部変更し、社会経済を徐々に再開していきたいと考えていますが、引き続き、警戒を維持するための要請等は継続します。

特に、県外からの感染の持ち込み・持ち帰りによる県内の感染再拡大を防ぐ

ため、「県外との不要不急の出張や往来」は、引き続き自粛いただきますようお願いします。

特に東京都では、保健所による十分な濃厚接触者調査が行われていない可能性があります。さらに、インド株のクラスターも発生しています。東京都との往来は、くれぐれも注意が必要です。

なお、県職員の業務遂行に当たり、県外出張の一律禁止は行わないものの、各所属で管理職が、「出張の必要性や延長の可否」、「県外訪問中の行動の予定の具体的な内容」などをあらかじめ確認し、問題ないと認めた場合のみ県外出張を行う取り扱いとします。

帰県後も、感染リスクのある行動をとっていないか、聞き取りを行い、必要に応じて、「テレワークを行う」、「集団での打ち合わせには参加しない」などの対応を行うこととしていますので、参考にしていただくようお願いします。

また、営業時間の短縮要請の終了は、県民・事業者の皆様の感染回避行動の徹底とセットであることを決して忘れないでください。

会食の人数の目安は、感染状況を踏まえ、段階的に緩和したいと考えておりますが、当面、6月14日（月）までの2週間は、

○毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と

○4人以下で、長時間を避けて（概ね2時間以内で）

行っていただきますようお願いします。

特に、第4波の発端となった「不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベント等」は、決して開催しない、参加しないよう、強くお願ひします。

本県に、これまで経験したことのない危機的な状況をもたらした第4波の巨大な波を乗り越えることができるかどうか、この「特別警戒期間」中の感染状況や医療負荷の状況を注意深く慎重に見極めたいと考えています。

県民・事業者の皆様におかれでは、引き続き、強い警戒をもって、一気にではなく、外出や人との接触を段階的に、様子を見ながら再開いただくようお願ひします。

なお、これらの対策の詳細については、別添の資料にまとめておりますので、ぜひご一読いただきますようお願ひします。

また、感染対策期の終了については、本日の記者会見でご説明しましたので、皆様におかれでは、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧いただきますようお願ひします。



「感染警戒期」 ～特別警戒期間～ 6月1日(火)～当面の間

- 県民や事業者の皆さんの協力と努力により、感染状況は落ち着きつつあります。
- ただし、医療負荷はピーク時より低下したものの未だ高い水準です。
- イギリス株による全国的な感染拡大で、感染の持ち込み・持ち帰りリスクは高い状態が続いている。インド株にも強い警戒が必要です。

引き続き、強い警戒を！
社会経済活動は徐々に再開

特別警戒期間 4つのポイント

① 感染回避の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ 緊急事態宣言地域との往来自粛

(変異株持ち込み対策)

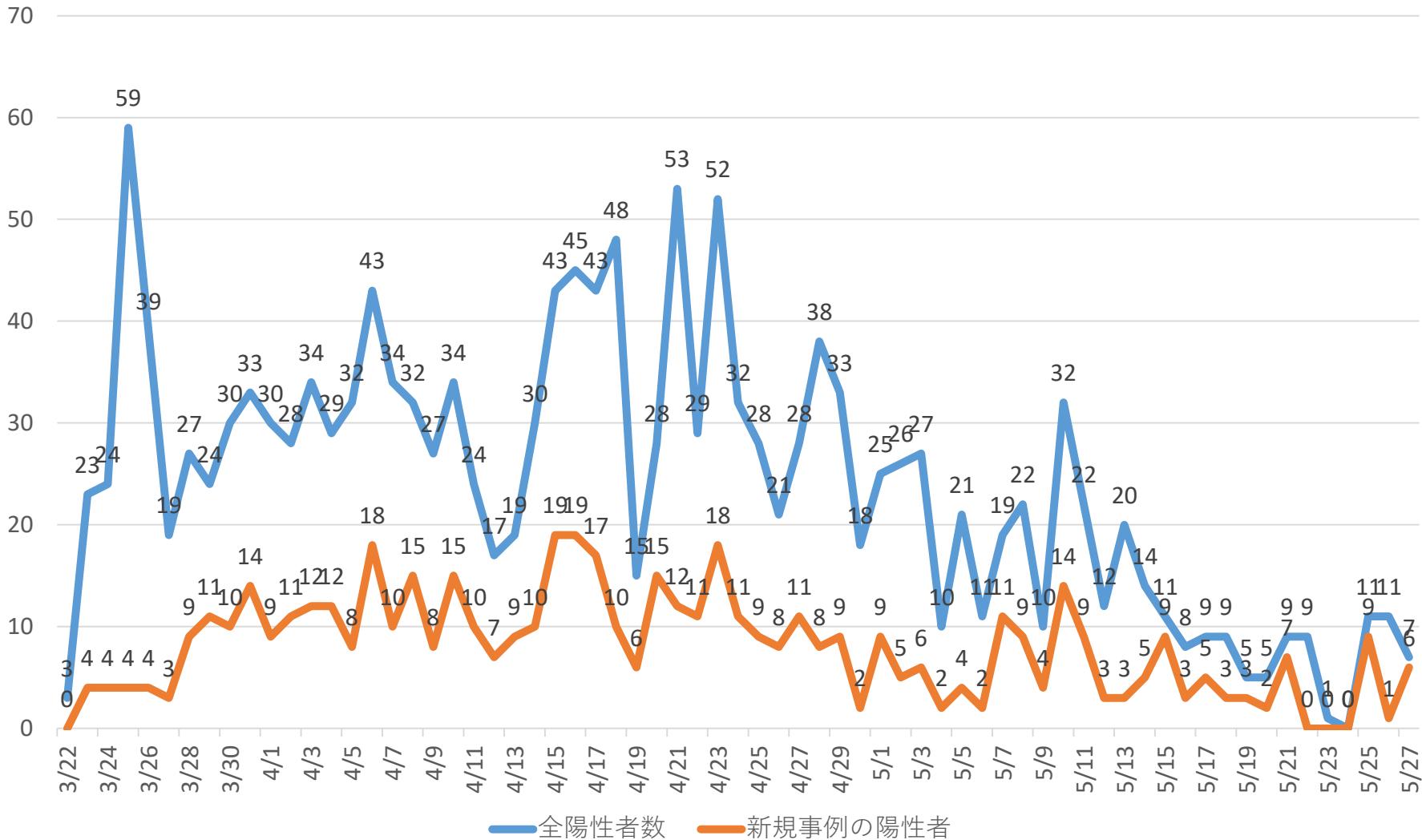
④ 当面はルールを守った会食実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)

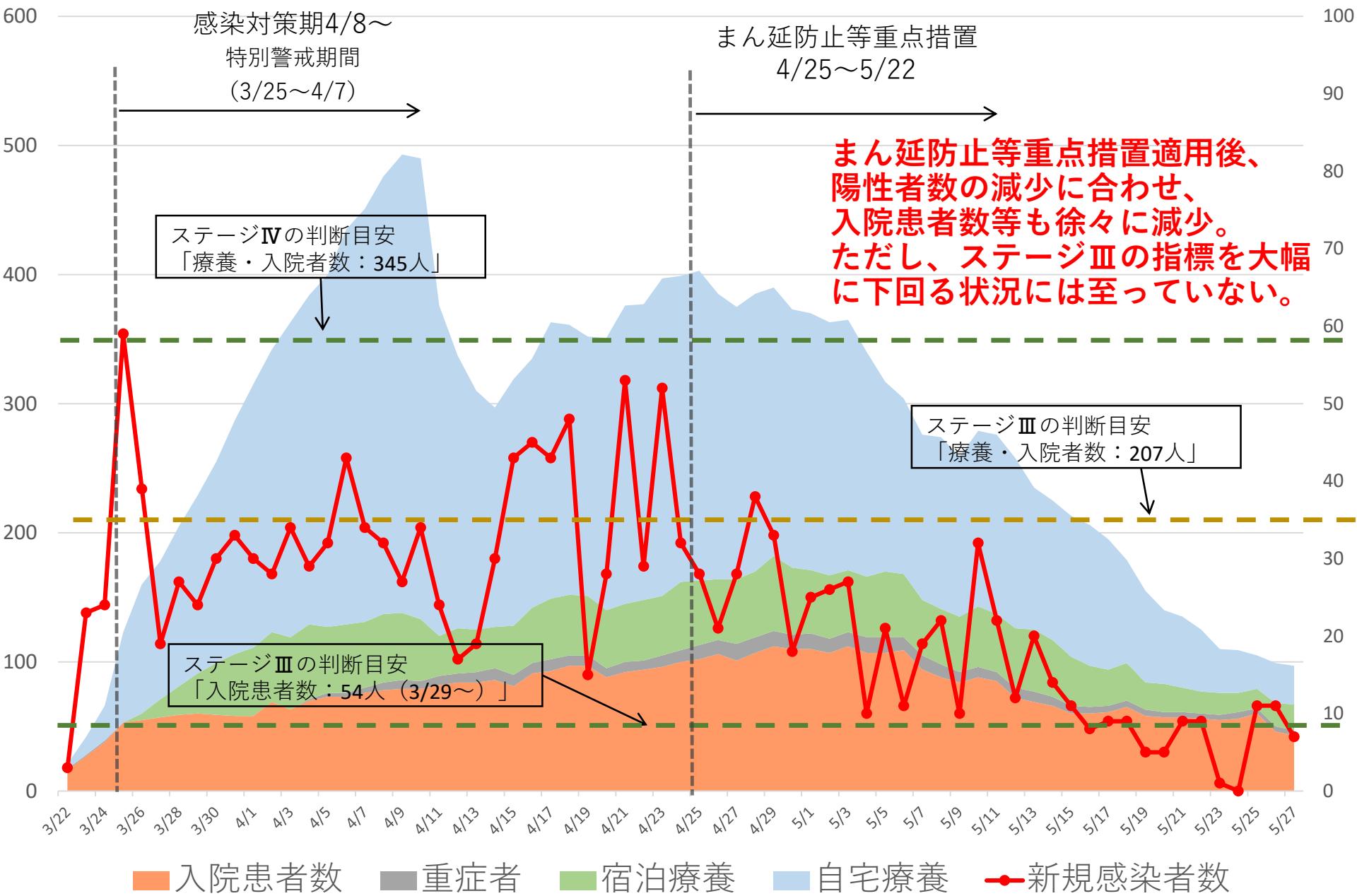
県下全域に広がっていた感染リスクは抑えられつつある

- ・陽性確認は下火になりつつも、感染リスクがゼロになったわけではない。
- ・全国的な感染拡大により、県外からの感染の持ち込み・持ち帰りリスクは増大。

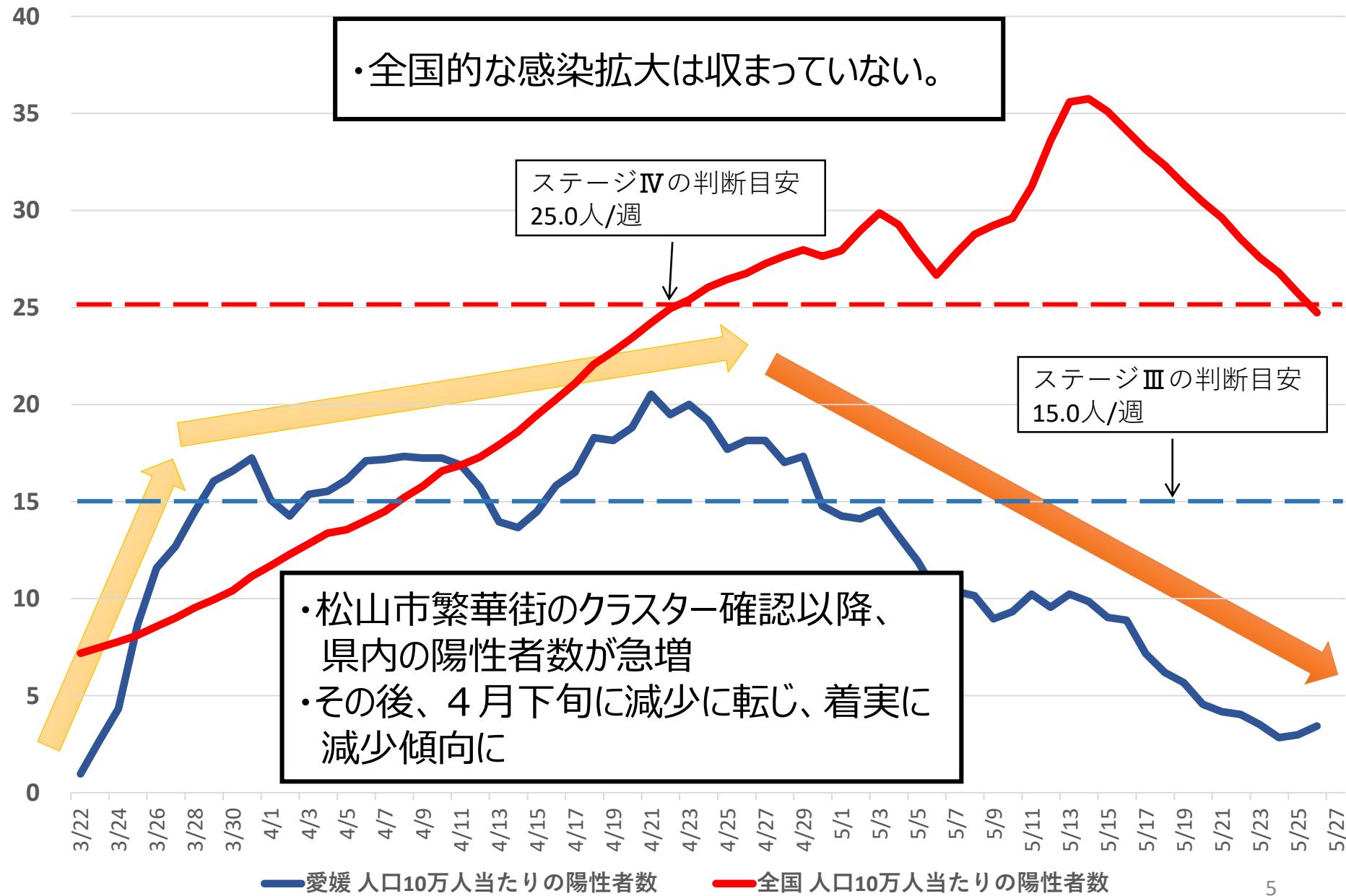
陽性者数の推移（愛媛県）



第4波における入院患者数等の推移



全国と県内の陽性者数（直近1週間）推移



変更の主な内容

- 「外出を少なくとも5割削減」の目標は終了
 >注意しながら日常生活を再開
- 県外との不要不急の出張・往来自粛は継続
- 営業時間の短縮要請は終了
 >感染対策に注意して飲食店を利用
 >「会食は4人以下」は当面2週間継続
- 県主催イベント、県管理施設は再開
- 学校の校外交流は県内から再開

「感染警戒期～特別警戒期間～」の要請内容等

項目	5月31日まで	6月1日～当面の間
対策期間	4/22(木)～5/31(月)	6/1(火)～当面の間
期間名称	「感染対策期」	「感染警戒期～特別警戒期間～」
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない。 ・不要不急の外出自粛 ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・会食の注意 ・路上、公園等における集団での飲酒の自粛 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、感染防止対策を徹底 ・「5つの場面」の注意 <p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請(協力金を含む)【法要請】 ・業種別ガイドラインの実践【法要請】 ・徹底した感染防止対策の実行【法要請】 ・催物・イベント等の開催制限【法要請】 ・飲食店以外の施設への入場者の整理誘導等、営業時間の短縮の依頼【協力依頼】 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・県外との不要不急の出張・往来自粛 ・会食の注意 ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用 ・「5つの場面」の注意 <p>【法要請】</p>
医療・高齢者施設の面会制限		<p>・業種別ガイドラインの徹底【法要請】</p> <p>・職場内での徹底した感染防止対策の実行【法要請】</p> <p>・飲食店や商業施設、イベント・催物等での徹底した感染対策の実行【協力依頼】</p>
学校活動の制限	<p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】 	<p>継続</p> <p>学校活動の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施 県外交流はやむを得ないものを除き当面見送り 《部活動》 ・練習試合や合同練習は、県内校に限って実施 ・県内の公式大会は実施(主催者が観客制限) 全国大会等への県代表参加は例外的に認める
県主催の集客イベントの延期・中止		感染防止対策を徹底して再開
県管理施設の使用の制限		感染防止対策を徹底して再開

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

○外出や人との接触、会合の機会を減らす【変更】

(特措法第24条9項)

- 普段会わない人との長時間の接触や、不特定多数が集まる場所への外出等は極力避ける。
- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底（マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効）
- 「3密」だけでなく一つひとつの「密（密閉・密集・密接）」を避ける。

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○県外との不要不急の出張や往来の自粛【継続】

(特措法第24条9項)

- やむを得ない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後 2 週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした人は、外出を控え、人と会わない
- 県外の家族や親族、友人、取引先等に対して、来県・帰県を控えるよう呼びかけ

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○会食の注意【当面継続】(特措法第24条第9項)

- 会食は4人以下で、長時間は避ける（概ね2時間以内）。
※当面、6月14日（月）までの2週間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
※当面の間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
- 不特定多数が集まる会食パーティーや、飲食店でのイベント等は開催しない。参加しない。

■会食に関するチェックポイント■

①店側の感染対策ができていることを確認

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

会食の注意の段階的緩和（イメージ）

感染状況等を踏まえて段階的に緩和

人数	対象者	時間等
4人以下 (当面2週間)	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	<ul style="list-style-type: none">・概ね2時間以内・感染対策が徹底 されている店を 利用
10人以下	毎日顔を合わせ、 感染リスクの高い 行動のない人と	<ul style="list-style-type: none">・概ね2時間以内・感染対策が徹底 されている店を 利用
20人以下	感染拡大地域との 往来等感染リスクの 高い行動のない人と	<ul style="list-style-type: none">・長時間を避けて・感染対策が徹底 されている店を 利用

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設を利用する場合は、混雑を避け、十分に注意して利用【継続】(特措法第24条第9項)

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

(特措法第24条第9項)

- ①飲酒を伴う懇親会等
- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ③マスクなしでの会話
- ④狭い空間での共同生活
- ⑤居場所の切り替わり

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条第9項)

- 業種別ガイドラインの実践【継続】
- 職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】

- 職場での飲み会は、普段顔を会わせている人と4人以下で、長時間を避ける（概ね2時間以内）
※当面、6月14日（月）までの2週間。感染状況を踏まえ、段階的に緩和。
- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す。
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替。
真に必要な出張の場合は、感染回避行動を徹底させ、
帰県後2週間は、体調管理に十分注意させる。

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】(協力依頼)

- 入場者が密にならないような整理誘導
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 従業員への検査勧奨

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- **感染防止対策を徹底して「再開」(県主催イベント)【変更】**

【県管理施設関係】

- 県管理施設は**感染防止対策を徹底して「再開」【変更】**

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・感染拡大地域からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼
(告知文の掲示、施設ホームページへの掲載による周知等)

- 県管理施設の**貸館利用は以下を条件に「利用を許可」**

【変更】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

学校活動の制限等

【学校関係】

教育活動全般【変更】

- 身体接触を伴う活動等は「注意して実施」
- 校外との交流活動については
 - ・県内交流は、「注意して実施」
 - ・県外交流は、やむを得ないものを除き「当面見送り」

《部活動》

- 練習試合や合同練習は「県内校に限って実施」
- 公式大会については
 - ・県内大会は「実施」(必要に応じ、主催者が観客を制限)
 - ・全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○松山市繁華街での感染の早期探知

「新型コロナ・モニタリングキット配布ステーション」の開設

- 対象者 松山市繁華街 の「接待を伴う飲食店」や「深夜営業のバー」の従業員（アルバイトを含む）のうち無症状の方
※キャバクラ、ホストクラブ、ラウンジ、スナック、バー、ガールズバーなど
- 開設期間 配布（5月24日～26日）、回収（5月25日～28日）
※6月中旬に第2回目を実施予定

安心して飲食店を利用できる環境整備の推進

○愛顔の安心飲食店認証制度

- 対象者等 県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋 等）
県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

